プロジェクト項目	**連結納税制度の見直しへの対応** **第 65 回税効果会計専門委員会及び第 443 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 65 回税効果会計専門委員会（2020 年 10 月 6 日開催）及び第 443 回企業会計基準委員会（2020 年 10 月 8 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う単位

第 65 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. グループ通算制度では納税主体は各通算法人となるが、税務当局に対して、グループ内で所得と欠損金を相殺した課税所得に基づいて納付するという実態を考えると、グループ全体を 1 つとして繰延税金資産の回収可能性を判断することが自然である。

3. 納税主体というところに拘わるとしても、連結財務諸表にグループ全体として税金負担額が軽減されるという実態を適切に反映するためには、通算税効果額を授受しない場合でも、繰延税金資産を計上せざるを得ないと考える。

4. 事務局の提案に大きな異論はないが、納税主体が連結納税制度は連結納税に含まれる企業集団である一方、グループ通算制度では各通算法人と大きく異なる点をどのように説明するかが重要である。グループ通算制度への制度変更の趣旨を踏まえ、実質的に連結納税制度と計算結果が異ならないという趣旨には賛成するが、納税主体が異なることについてどのように説明するのか、一貫したより良い論理がないか検討が必要である。

5. 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」への影響も含め、「税効果会計に係る会計基準」（平成 10 年 10 月 30 日 企業会計審議会）など、既存の基準との整合性の検討も必要と考えられる。

6. 事務局提案の結論には同意するが、結論に至る考え方が飛躍しているように思われる。「連結財務諸表においては、グループ全体で税金負担が軽減されるかどうかを検討することになる」とあるが、今の会計基準や適用指針から直接は読み取れない。グループ通算制度では、損益通算、欠損金の通算で、結果的にグループ全体の所得が、従来の連結納税制度の連結所得と近い金額として計算される。納税主体は異なるとしても、計算する金額が変わらないため、従来の連結納税制度の考え方を今回

のグループ通算制度に移行するといったより丁寧な説明とし、「繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類の取扱い」の説明と平仄を合わせてはどうか。

第443回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 事務局提案は合理的と考えるが、通算グループ全体を一つの単位として回収可能性の判断を行うことが正しい結果となるのか、各法人を単位として判断したものを合算すると実態を表さないことになるのか、分析が必要と考える。

8. 通算税効果額に相当する金額を授受しない場合、欠損金の配分を受けた側で税金負担額が減少するメリットを認識する必要がないか否かについて、会計上の取扱いに関する検討が必要である。

繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類の取扱い

第65回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

9. 今回のグループ通算制度のルールは、連結納税制度からの移行に伴うものであるということが重要であり、税制改正の趣旨が議論の出発点であると理解している。

10. 連結納税制度とグループ通算制度との比較を行った上で会計処理の提案を行って欲しい。

11. 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性を判断する場合、通算グループ全体の分類が、通算法人の分類と同じか上位にあるときは、通算グループ全体の分類に応じた判断を行うという個別財務諸表における取扱いについて、実務上、例えば、単体では企業の分類が4で、1年分しか見積もれない中で、連結の分類（分類3）に従い5年分の税効果を見積もっていたというような状況がある。連結納税制度の見直しへの対応を機に、こういった状況に関する考え方も合わせて整理できないか。

12. 通算税効果額を授受しない場合の取扱いを明らかにすべきかどうかについては、ベネフィットはあまりなく、授受が行われなければ、原則に立ち返って、個社の所得に基づき計算することになると理解している。

13. 個別財務諸表の取扱いの説明において、損益通算及び欠損金の通算に係る通算税効果額を会計上の税金費用とする取扱いだけではなく、「個別財務諸表における通算税効果額の取扱い」で検討した通算税効果額を回収可能性の判断で考慮するという内容も明記すべきではないか。

14. 連結納税制度では、連結財務諸表上、将来の課税所得の見積において欠損の会社がある場合に、連結所得見積に基づき、個別財務諸表で計上した繰延税金資産を取り

消すことがあるが、グループ通算制度においては、各法人が申告・納税単位になるということを踏まえ、どう取り扱うか整理していただきたい。

第443回企業会計基準委員会で聞かれた意見

15. 個別財務諸表の繰延税金資産の税効果について、事務局提案では、通算税効果額に相当する金額を授受する場合、通算税効果額も反映して回収可能性の判断を行うことになる。その場合、企業の分類も通算税効果額を踏まえて行うことから、個別財務諸表の繰延税金資産を合算しても実態を表す結果となり、通算グループ全体を1つの単位として企業の分類を行い、繰延税金資産の回収可能性の判断をする必要性はないと考えられるが、設例を用いて確認する必要があると思われる。

グループ通算制度固有の一時差異等の取扱い

第65回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

16. 理解を深めるため設例を示してほしい。

17. 子会社株式の評価損に対して繰延税金資産を計上した場合を取り上げているが、今回のグループ通算制度を前提とした場合、子会社株式を簿価純資産まで減損しても、譲渡時に簿価純資産まで簿価が修正されるため、損金算入されることはないと理解しているが、そもそも、子会社株式の評価損に対して繰延税金資産を計上することになるのか。

18. 連結納税制度では投資簿価に利益積立金の増減を加減するが、グループ通算制度では会計上の投資額を無視して離脱会社の簿価純資産に置き換わり、取得時のいわゆるプレミアム部分が取り消されるという違いがある。このような差があるにもかかわらず連結納税制度と同様という記載でよいのか検討して欲しい。

財務諸表上の表示科目について

第65回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

19. 通算税効果額に相当する金額を授受する場合、貸借対照表での計上科目について、未払法人税等として表示して良いのか明示してほしい。

以　上